

第3章

困難を有する子供・若者や その家族の支援

様々な困難を有するが故に特別な支援が必要な子供・若者がいる。その困難は、ニート、ひきこもり、不登校など社会生活を円滑に営む上での困難や、障害、虐待を始めとする犯罪被害、定住外国人であることなど多岐にわたっていることから、それぞれに必要な支援を行っている。非行や犯罪に陥った子供・若者については、その抱える困難に配慮し、社会の一員として立ち直ることができるよう支援している。

第1節 困難な状況ごとの取組

1 ニート、ひきこもり、不登校の子供・若者への支援等

(1) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者を地域において支援するための取組（内閣府、文部科学省、厚生労働省、各省庁）

「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、ニートやひきこもり、不登校といった社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者に対し、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用などの様々な分野の関係機関がネットワークを形成し、それぞれの専門性を生かして発達段階に応じた支援を行っていくことや、社会生活を円滑に営むことができるようにするために、関係機関の施設はもとより、子供や若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談や助言、指導を行うことが必要とされている。

内閣府は、

- ・平成26（2014）年度から、地方公共団体の実情に応じて効果的に子ども・若者支援地域協議会⁸¹の設置促進を図るため、協議会が未設置の都道府県・政令指定都市を対象とした「子ども・若者支援地域協議会設置促進事業」を実施している。
- ・困難を有する子供や若者に対する支援に携わる人材の養成を図るため、アウトリーチ（訪問支援）研修を始めとする各種研修を実施している⁸²。公的機関において相談業務に当たる職員に対しては、総合的に支援するための法的仕組みや関係機関の役割などについて理解を深めることを目的とした研修を実施している。民間団体において相談業務に当たる職員に対しても、困難を有する子供や若者の特性やその家族についての理解、支援方策についての学びを深めるとともに、継続した支援を行うための組織運営についても実践的に学ぶことを目的とした研修を実施している。
- ・支援に関する調査研究を行っている。平成26年度は、全国の地方公共団体における取組の実態を把握し、各地域における総合的な支援ネットワークの形成を促進するための調査研究を実施した。平成27（2015）年度は、ひきこもりに該当する子供・若者の実態や、必要としている支援の内容などを把握するための調査研究を実施する。

独立行政法人国立青少年教育振興機構は、ニートやひきこもり、不登校の子供や若者に対する各種事業を実施している。

81 「子ども・若者育成支援推進法」第19条で地方公共団体に設置の努力義務が課されている協議会。

82 「子ども・若者育成支援推進法」第18条では、国と地方公共団体は、人材の養成や資質の向上、体制整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとされている。

COLUMN
NO.7

アウトリーチ（訪問支援）とは

近年の我が国における、困難を有する子供・若者を巡る社会問題の一つとして、「ひきこもり」が挙げられる。

内閣府が平成22（2010）年に実施した調査（ひきこもりに関する実態調査）によると、15歳～39歳の若者のうち、「準ひきこもり」の状態を含めた「広義のひきこもり」は、69.6万人と推計される。

子ども・若者育成支援推進法第15条では、困難を有する子供・若者に対する支援の一つとして、「子ども・若者の住居その他の適切な場所において必要な相談、助言又は指導を行うこと」が規定されている。

ひきこもり状態の者は、自ら相談機関等に出向くことの難しい場合が多いことから、支援を行う者がその家庭等を訪問して行うアウトリーチ（訪問支援）が有効とされている。これは、福祉や医療等の領域で、支援を行う者が被支援者の自宅へ出向く「家庭訪問」に近い意味合いで用いられてきた支援方法の一つである。

アウトリーチにおいては、施設来訪型（来所型）の支援よりも専門的で臨機応変な対応が求められることから、講義等による技能習得には限界があるとされる。そのため、内閣府では、より実践的な知識・技能を習得するための実地研修を含めた以下の3部構成で、困難を有する子供・若者を被支援者として想定した「アウトリーチ（訪問支援）研修」を実施し、アウトリーチを担う人材の養成を進めている。

- 第1部：合同研修前期（学識経験者等による講義：5日）
- 第2部：実地研修（支援機関での実地研修：5日）
- 第3部：合同研修後期（習得事項のまとめを目的とした演習：3日）



(2) ニート等の若者への支援（厚生労働省）

厚生労働省は、ニート等の若者が充実した職業生活を送り、我が国の将来を支える人材となるよう「地域若者サポートステーション」（以下「サポステ」という。）において、地方自治体と協働し、職業的自立に向けての専門的相談支援、就職後の定着・ステップアップ支援、若年無業者等集中訓練プログ

ラムを実施している（15～39歳対象）（第2-3-1図）。サポステでは、以下のようなサービスの多くを無料で受けることができる。

- ・キャリア・コンサルタントなどによる個別的な相談，支援計画の作成や，必要に応じて外部の適切な支援機関や団体の紹介
- ・個別・グループなどによる就労に向け踏み出すためのプログラム
- ・就職した者への定着・ステップアップ相談
- ・合宿形式を含むサポート，自信回復，職場で必要な基礎的能力付与，就職活動に向けての基礎知識獲得などを集中的に実施
- ・職場見学や職場体験
- ・保護者を対象としたセミナーや個別相談

第2-3-1図 地域若者サポートステーション事業

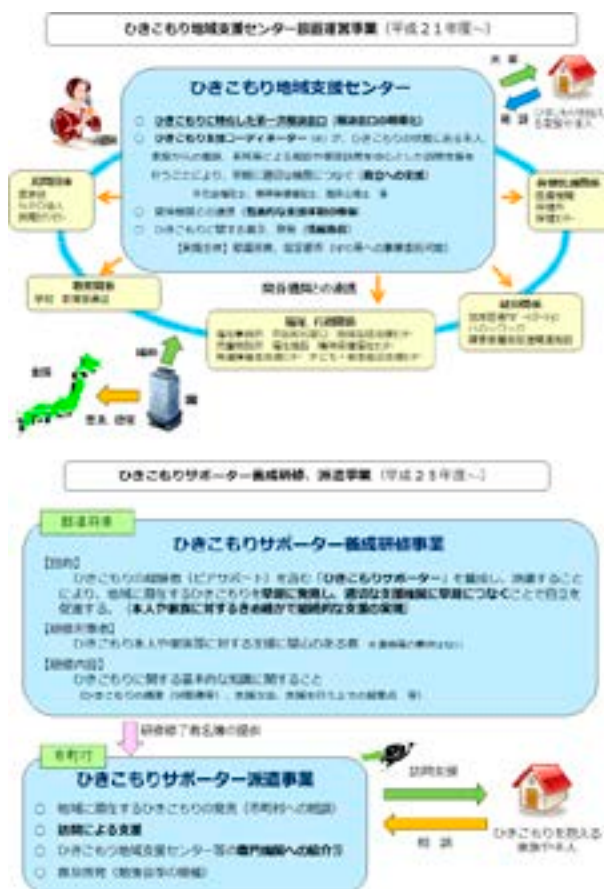


(3) ひきこもりへの支援（厚生労働省）

厚生労働省は、保健・医療・福祉・教育・雇用といった分野の関係機関と連携の下でひきこもり専門相談窓口としての機能を担う「ひきこもり地域支援センター」の整備を推進している（第2-3-2図）。「ひきこもり地域支援センター」は、平成26（2014）年度末現在、52の都道府県と政令指定都市に設置されている⁸³。平成25（2013）年度からは地域に潜在するひきこもりを早期に発見し、ひきこもりを抱える家族や本人に対するきめ細やかな支援が可能となるよう、継続的な訪問支援などを行う「ひきこもりサポーター」を都道府県・政令指定都市が養成し、市町村が家族や本人へサポーターを派遣する事業を行っている。その他、精神保健福祉センターや保健所，児童相談所において、医師や保健師，精神保健福祉士による相談・支援を，本人や家族に対して行っている。

83 「ひきこもり地域支援センター」の連絡先は<http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/dl/hikikomori05.pdf>を参照。

第2-3-2図 ひきこもり地域支援センターとひきこもりサポートセンター



(出典) 厚生労働省ホームページ (http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/hikikomori/)

(4) 不登校の子供・若者への支援 (文部科学省)

不登校への対応については、未然防止や早期発見・早期対応の取組や、学校が家庭・地域・関係機関と連携した取組に加え、子供の悩みや不安を受け止めて相談に当たる相談体制の整備が重要である。

文部科学省は、不登校の未然防止や不登校の子供への必要な支援の在り方を検討するための基礎資料として、平成23 (2011)、24 (2012) 年度に不登校経験者の状況を把握するための追跡調査を実施、平成26 (2014) 年7月に報告書を公表した。また、11月には、全国不登校フォーラムを開催し、不登校の子供たちへの支援策について話し合い、参加者から意見を聞いた。さらに、平成27 (2015) 年2月には有識者会議を立ち上げ、今後の不登校施策について検討を開始した。

そのほか、不登校などの未然防止や早期発見・早期対応につながる取組、不登校などに対応できる関係機関同士の連携した取組を推進するための試行的な実践を地方公共団体や民間団体などに委託し、成果の普及を図っている。

なお、不登校の子供への相談・指導を行うために都道府県・市町村教育委員会が設置している**教育支援センター (適応指導教室)**では、不登校の子供が在籍する学校とも連絡をとりながら、子供の実情に応じた学習指導が行われている。(学校内外での相談体制の整備については、第2部第2章第3節2「相談体制の充実」と次項を参照。)

また、小学校及び中学校における不登校の児童生徒がフリースクールなどの学校外で学んでいる現状を踏まえ、文部科学省は「全国フリースクール等フォーラム」を開催するなど、フリースクールなどで学んでいる子供たちへの支援について検討を行っている。

第2部

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

(5) 心の問題への対応（文部科学省，厚生労働省）

文部科学省は、教育相談体制の一層の充実を図るため、**養護教諭**と関係教職員による健康相談や保健指導、**スクールカウンセラー**や**スクールソーシャルワーカー**の配置拡充を推進している。（家庭教育支援については、第2部第4章第1節1「保護者等への支援を行う「家庭を開く」取組」を参照。）

厚生労働省は、こころの不調・病気に関する説明や各種支援サービスの紹介など、治療や生活に役立つ情報を分かりやすくまとめた「**みんなのメンタルヘルス総合サイト**」⁸⁴と、10代・20代とそれを取り巻く人々（家族・教育職）を対象に本人や周囲が心の不調に気づいたときにどうするかなど分かりやすく紹介する「**こころもメンテしよう～若者を支えるメンタルヘルスサイト～**」⁸⁵の2つのウェブサイトを厚生労働省ホームページに設置している（学校内外の相談体制については、第2部第2章第3節2「相談体制の充実」を参照）。

(6) 高校中途退学者への支援（文部科学省，厚生労働省）

文部科学省は、「**児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査**」⁸⁶の中で、高校中退の状況を把握し、公表している。

厚生労働省は、学校、ハローワーク、サポステが高校中退者の情報を共有し、支援が必要な者に対し必要な支援を実施できるよう連携を図っている。

2 障害のある子供・若者の支援

(1) 障害のある子供・若者の支援

ア 特別支援教育の推進（文部科学省）

障害のある子供の能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を培うことが必要である。一方で、近年、子供の障害の重度・重複化、多様化が進んでいる。

特別支援学校や小学校・中学校の**特別支援学級**では、一人一人の障害の状態などに応じ、特別の教育課程や少人数の学級編制の下、個別の指導計画や教育支援計画が作成され、特別な配慮をもって作成された教科書、専門的な知識・経験のある教職員、障害に配慮した施設・設備を活用して、指導が行われている。通学が困難な子供に対する訪問教育も行われている。通常の学級では、**通級**による指導⁸⁷のほか、障害に配慮した指導方法や支援員の活用など、一人一人の教育的ニーズに応じた教育が行われている。

文部科学省は、特別支援教育を推進するための以下のような取組を行っている⁸⁸。

- ・幼稚園、小学校・中学校・高校、特別支援学校といった全ての学校において、発達障害を含め障害のある子供に対する学校の支援体制を整備するため、関係機関との連携や専門家チームによる支援に要する経費の一部補助
- ・公立の幼稚園、小学校・中学校・高校に発達障害を含む障害のある子供をサポートする「**特別支援教育支援員**」を配置するための経費の地方財政措置や、私立学校が障害に応じた教育を実施する上で必要とする設備を整備する経費の一部補助
- ・特別支援教育に関わる教員に対する専門的な研修や、保護者を始め様々な人々が理解を深めるための取組
- ・**インクルーシブ教育システム**の構築に向けた取組として、**早期支援コーディネーター**の配置による早期からの教育相談・支援体制の構築、**合理的配慮協力員等**の配置による学校における合理的

84 <http://www.mhlw.go.jp/kokoro/>

85 <http://www.mhlw.go.jp/kokoro/youth/>

86 http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/shidou/1267646.htm

87 小・中学校の通常の学級に在籍している比較的障害の軽い子供が、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態に応じた特別の指導を特別な場で受ける指導形態。言語障害、自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、弱視、難聴などのある子供が対象。

88 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main.htm

配慮の充実

- ・平成26（2014）年7月から、文部科学省の「インクルーシブ教育システム構築モデル事業」で得られた実践事例を独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の「『合理的配慮』実践事例データベース」上で公表し、障害のある子供への「合理的配慮」の充実に役立つ情報の発信⁸⁹

イ 障害のある子供たちへの就学支援（文部科学省）

文部科学省と地方公共団体は、障害のある子供の特別支援学校や小・中学校への就学の特殊事情に鑑み、これらの学校に就学する子供の保護者などの経済的負担を軽減するため、保護者の経済的負担能力に応じて就学奨励費を支給している。

ウ 障害のある子供と障害のない子供や地域の人々との交流及び共同学習（文部科学省）

障害のある子供と障害のない子供や地域の人々が活動を共にすることは、子供の経験を広め、積極的な態度を養い、豊かな人間性や社会性を育む上で意義があるばかりでなく、地域の人々が障害のある子供に対する正しい理解と認識を深めるためにも有意義である。

文部科学省は、こうした交流及び共同学習が一層推進されるよう、現行学習指導要領などにおいて障害のある子供と障害のない子供との交流及び共同学習の機会を設けることを規定するとともに、「交流及び共同学習ガイド」⁹⁰のホームページへの掲載を行っている。また、特別支援学校に在籍する子供の居住する地域の小・中学校との交流や共同学習の推進に関する実践研究に取り組んでいる。

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所⁹¹は、都道府県で交流及び共同学習を推進する立場にある教職員を対象に「交流及び共同学習推進指導者研究協議会」を開催し、交流・共同学習の理解促進と具体的な方策の普及を図っている。

エ 障害の特性に配慮した適切な福祉サービスの提供（厚生労働省）

障害のある子供や若者が地域で安心して生活ができるよう、「児童福祉法」（昭22法164）と「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17法123）（以下「障害者総合支援法」という。）に基づき、市町村などが障害児通所支援やホームヘルプといった必要な福祉サービスを提供している。

(2) 発達障害のある子供・若者の支援

ア 「発達障害者支援センター」⁹²を核とした地域支援体制の強化（厚生労働省）

厚生労働省は、「発達障害者支援法」（平16法167）に基づき、地域において医療、保健、福祉、教育及び労働といった分野の関係者と連携し、発達障害者やその家族に対する相談支援を推進している⁹³。具体的には、

- ・地域生活支援事業における「発達障害者支援体制整備」により、都道府県・指定都市において、発達障害者やその家族に対して、各ライフステージに対応する一貫した支援を行うため、保健所・保育所などの支援関係機関のネットワークを構築するとともに、ペアレントメンター⁹⁴の養成とその活動を調整する人の配置、アセスメントツール⁹⁵の導入を促進する研修会などの実施、家族対応力の向上を支援するペアレントトレーニング⁹⁶や当事者の適応力向上を支援するソーシャル・スキル・トレーニング（SST）⁹⁷の普及を推進している。また、地域における発達障害児（者）の支援体制と社会参加を促す観点から、市町村や事業所への支援、医療機関との連携や

89 <http://inclusive.nise.go.jp/>

90 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/010/001.htm

91 <http://www.nise.go.jp/cms/>

92 平成24（2012）年度までに、全ての都道府県・指定都市に設置されている。

93 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/hattatsu/gaiyo.html>

94 発達障害者の子供を持つ親であって、その経験を活かし、子供が発達障害の診断を受けて間もない親などに対して助言を行う者。

95 発達障害を早期発見し、その後の経過を評価するための確認票。

96 発達障害児者の親は自分の子供の行動を理解したり、発達障害の特性をふまえた褒め方やしかり方を学ぶための支援。

97 発達障害者が集団生活を送る上で必要なノウハウを身に付けるための支援。

困難ケースへの対応などを行う発達障害者地域支援マネジャーを発達障害者支援センターなどに配置することにより、地域支援機能の強化を図っている。

- ・国立障害者リハビリテーションセンターにおける発達障害者地域支援マネジャーを対象とした研修について、従前の基礎的な研修に加え、平成27（2015）年度はより専門的な知見の浸透を目的とする応用研修を実施する。
- ・地域生活支援事業における「巡回支援専門員整備」により、発達障害に関して知識を有する専門員が保育所など子供や親が集まる施設・場を巡回し、施設の職員や親に対し障害の早期発見・早期対応のための助言などの支援を行っている。
- ・発達障害・重症心身障害児（者）の地域生活支援モデル事業により、発達障害児（者）・重症心身障害児（者）やその家族が地域で安心して暮らしていけるよう、支援手法の開発、関係する分野との協働による支援や切れ目のない支援などを整備し、地域生活支援の向上を図っている。
- ・全国の発達障害者支援センターの中央拠点としての役割を担う「発達障害情報・支援センター」⁹⁸における情報発信や支援手法の普及を図っている（第2-3-3図）。

第2-3-3図 発達障害情報・支援センター



（出典）発達障害情報支援センターホームページ（<http://www.rehab.go.jp/ddis/>）

イ 学校における支援体制の整備（文部科学省）

発達障害の可能性のある子供は通常の学級にも在籍しており、文部科学省は、発達障害を含む障害のある子供への学校における支援体制の整備を推進している（詳細は、前項の「(1) 障害のある子供・若者の支援」を参照）。また、平成26（2014）年度から新たに、通常の学級において、発達障害の可能性のある子供を早期に発見し、早期に支援するため、一斉指導における指導方法の改善や、一人一人の教育的ニーズに応じた個別指導の工夫などを行っている。

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所は、以下の取組を行っている。

- ・「発達障害教育情報センター」⁹⁹において、学校の教職員や保護者に対し、厚生労働省とも連携しながら、発達障害に関する正しい理解や支援に関する様々な教育情報、教員研修用の講座をインターネットを通じて提供
- ・発達障害のある子供に対する指導・支援に関して指導的な立場にある教職員による研究協議などを通じ、専門的知識と技能を高めるため、発達障害教育指導者研究協議会を開催

(3) 障害者に対する就労支援等（厚生労働省、文部科学省）

「障害者の雇用の促進等に関する法律」(昭35法123)は、民間企業などに対し、雇用する労働者の一定割合（障害者雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用することを義務づけている（障害者雇用率制度）。平成25（2013）年4月からは、民間企業の障害者の法定雇用率を2.0%（従来1.8%）に引き上げ、更なる障害者雇用の促進を図っている。

98 <http://www.rehab.go.jp/ddis/>

99 <http://icedd.nise.go.jp/>

厚生労働省は、障害者雇用率の達成に向け、ハローワークなどにおいて厳正な達成指導を実施しているほか、以下の取組を行っている。

- ・ハローワークが中心となり、地域の福祉施設、特別支援学校、医療機関などの関係機関と連携し、就職から職場定着まで一貫した支援を行う「**チーム支援**」
- ・障害者本人の就労に対する不安や中小企業の障害者雇用に関する不安を解消するため、地域の福祉施設、特別支援学校、医療機関などの関係機関と連携し、職場実習、就労支援セミナー、事業所見学会などの実施（福祉、教育、医療から雇用への移行推進事業）
- ・「**障害者総合支援法**」に基づく、一般就労への移行を支援する「**就労移行支援**」と、一般就労が困難な者に対して働く場を提供する「**就労継続支援**」
- ・近年急増する精神障害や発達障害がある求職者について、障害特性に応じたきめ細かな就労支援
- ・発達障害などによりコミュニケーション能力や対人関係に困難を抱えている若者に対し、「**若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラム**」において、ハローワークに配置している専門の相談員によるきめ細かな個別相談や支援
- ・**障害者職業能力開発校**（全国19校）において、職業訓練上特別な支援を要する障害者に重点を置きつつ、障害の特性に応じた職業訓練
- ・企業、社会福祉法人、特定非営利活動法人、民間教育訓練機関といった地域の多様な委託先を開拓し、就職に必要な知識・技能を習得するための委託訓練

特別支援学校では、子供の障害の状態などに応じ、例えば、コンピュータや情報通信ネットワークを活用して、情報技術や情報処理の能力を育成したり、産業界との連携を図った職場体験の機会を設けたりするなど、時代の進展や社会の変化に対応した職業教育が行われている。特に、企業などにおける現場実習は、子供の勤労観や職業観を育成し、学校生活から社会生活への円滑な移行を進める上で重要な学習活動であることから、積極的に取り組まれている。

3 非行・犯罪に陥った子供・若者の支援等¹⁰⁰

(1) 総合的取組

ア 関係府省の連携（内閣府、各省庁）

子供や若者による社会の耳目を集める重大な事件の発生が後を絶たないなど、予断を許さない状況となっている。

政府では、非行対策の推進について密接な連絡や情報交換、協議を行うため、子ども・若者育成支援推進本部の下に少年非行対策課長会議を設置し、関係府省が連携して対策の充実強化を図っている¹⁰¹。

また、平成27（2015）年2月に神奈川県川崎市で発生した中学1年生殺害事件を受け、文部科学省では、関係府省庁とも連携し、対応方策を取りまとめ、教育委員会等への周知を行った。（より詳細な内容については、第2部第3章第1節3（10）「いじめ・暴力対策」を参照。）

イ 家庭、学校、地域の連携

非行は、家庭、学校、地域のそれぞれが抱えている問題が複雑に絡み合っている。このため、家庭、学校、地域のより一層の緊密な連携の下に、一体的な非行防止と立ち直り支援を推進していく必要がある。

① 「サポートチーム」（内閣府、警察庁、法務省、文部科学省）

「サポートチーム」は、多様化、深刻化している少年の問題行動の個々の状況に着目し、的確な

100 この項における「少年」は、少年法第2条に規定する「20歳に満たない者」を指す。

101 <http://www8.cao.go.jp/youth/suisin/hikou.html>

支援を行うため、学校、警察、児童相談所、保護観察所といった関係機関がチームを構成し、適切な役割分担の下に連携して対処するものである。関係機関は、日常的なネットワークの構築などを通じて、「サポートチーム」の編成やその活動において緊密な連携を図っている。

警察庁と文部科学省は、サポートチームの効果的な運用を図るため、管区警察局との共催により問題行動に対する連携ブロック協議会を開催し、緊密な連携を図っている。

② 学校と警察の連携（警察庁、文部科学省）

子供の非行や校内暴力を防止するためには、学校と警察が密接に連携する必要がある。このため、警察署の管轄区域、市町村の区域等を単位に、全ての都道府県で**学校警察連絡協議会**が設置されている。平成26（2014）年4月1日現在、全国の小学校、中学校、高校の約97%の参加を得て、約2,700組織の学校警察連絡協議会がある。

また、非行防止や健全育成を図るため、都道府県警察と都道府県教育委員会などとの間で締結した協定や申合せに基づき、非行少年、不良行為少年その他の健全育成上問題を有する子供に関する情報を警察・学校間で通知する「**学校・警察連絡制度**」が各地で構築されている。

③ スクールサポーター（警察庁）

警察は、退職した警察官などを**スクールサポーター**として警察署などに配置するとともに、学校からの要請に応じて派遣している。スクールサポーターは「警察と学校の橋渡し役」として、学校における子供の問題行動への対応や、巡回活動、相談活動、安全確保に関する助言を行っている。平成26（2014）年4月1日現在、43都道府県に約800人が配置されている。

④ 更生保護サポートセンター（法務省）

処遇活動、犯罪予防活動を始めとする更生保護の諸活動を一層促進するための拠点である「**更生保護サポートセンター**」が、平成26（2014）年度現在、全国に計345か所設置されている。「更生保護サポートセンター」には、保護司が駐在して、教育委員会や学校、児童相談所、福祉事務所、社会福祉協議会、警察、ハローワークといった様々な関係機関・団体と協力し、保護観察を受けている人の立ち直り支援や、非行防止セミナー、住民からの非行相談を行っている。

(2) 非行防止、相談活動等

ア 非行少年を生まない社会づくり（警察庁）

最近の非行の背景には、従来、少年の規範意識の醸成を担ってきた家庭や地域社会の教育機能の低下、少年自身のコミュニケーション能力の不足、少年がともしれば自分の居場所を見出せず孤立し疎外感を抱いている現状が挙げられる。こうした問題の解決に社会全体で取り組む必要がある。

警察は、「**非行少年を生まない社会づくり**」の取組を全国的に推進している。具体的には、問題を抱え非行に走る可能性がある少年に対して積極的に連絡して手を差し伸べ、社会奉仕活動への参加促進や就学・就労の支援などにより、その立ち直りを支援する活動を行う「**少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動**」を推進している。特に、少年事件の共犯率が成人事件と比較して高く、不良交友関係が立ち直りの大きな阻害要因となっていることから、**少年警察ボランティア**などと連携しながら、不良交友関係の解消や不良交友関係に代わる居場所づくりに努めている。このほか、地域住民などに対する地域の非行情勢などの積極的な情報発信により、非行に関する社会全体の理解を深め、厳しくも温かい目で少年を見守る社会気運の醸成を図っている。（第2-3-4図）